

令和 元年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 元年 1 2 月 4 日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 元年 1 2 月 4 日 (水) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 元年 1 2 月 4 日 (水) 1 2 時 0 5 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

令和元年第4回定例会

[初 日]

令和元年12月4日（水）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 会議前に、町民憲章のご唱和をお願いしたいと思います。 私のほうが一つと言いますので、本文のみ続けてご唱和をお願いいたします。 (町民憲章の朗読・唱和) 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	改めまして、おはようございます。 ただ今から、令和元年第4回筑前町議会定例会を開会いたします。 本日の出席議員は、14人につき定足数に達しております。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番 奥村忠義議員及び10番 山本久矢議員を、指名します。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日12月4日から13日までの10日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から12月13日までの10日間と決定いたしました。
日程第3	
議 長	「諸般の報告」を、行いたいと思います。 お手元に配布した議長提出議案書のとおり、「議会活性化検討特別委員会委員長及び副委員長の互選」、「議会運営委員の選任」がっておりますので、ご報告をいたします。 続きまして、9月に実施しました、議員視察研修の報告を求めます。 木村博文議員
木村博文議員	おはようございます。 9月30日、10月1日の2日間で行いました視察研修の報告をいたします。 今年度は、議員と事務局の15人で実施しております。 今回の視察は、まず、鹿児島市におきまして観光農業公園「グリーンファーム」の取り組みについて視察を行いました。 この農業公園は、農場、レストラン、直売所、体験学習施設、地域交流エリアで構成されており、循環型農業を通じて、食と農への理解や観光振興へ寄与している魅力的な施設であります。 価値観が多様化する現代社会において、「ゆとり」、「安らぎ」、「癒し」を求めて農

	村地域を訪れ、農村地域の魅力を見直す人も増えつつあるようです。 また、食生活におきましても多様化により「安心・安全志向」「本物志向」「健康志向」など食への関心の高まりがみられます。 本町におきましても、総合戦略等々の取り組みで、クロダマルのブランディング化はもとより、みなみの里の食の拠点機能の強化や特産品加工施設の充実など、積極的な取り組みを展開されてあります。今年度観光いちご園もスタートして、取り組みの更なる充実が期待できるところであります。 このような本町の取り組みにおいて、今回視察しました「グリーンファーム」さんの様々な事業の中で、「滞在型市民農園」、これは、本町でも取り組むことができ、町の魅力発信に大きく寄与できる事業だと感じたところです。 この事業は、12坪程度の滞在できる簡易宿泊所付きの貸農園で、年間契約で募集をするそうですが、毎回抽選をするほど大変な人気だそうです。 この取り組みは農業の魅力を発信するに留まらず、家族との思い出作りもできる大変魅力的な施設でありました。 次に、南九州市の知覧特攻平和会館を視察及び表敬訪問をいたしました。 この会館は、昭和49年に前身の「特攻遺品館」として建設され、45年が経っております。来館者も年間40万人を超えて、名実ともに日本中に知れ渡り、恒久平和の発信拠点として寄与する施設であります。 本町の記念館も10周年を迎え、様々な課題が見えてきた中で、平和の大切さ、命の尊さを語り継ぐ使命を全うするために、更なる健全運営が求められております。 今年4月には苦渋の決断により入館料の値上げもされました。平成29年には施設の魅力を上げる増築工事を福岡県の応援をいただいて行ったことは皆さんもご承知のところですが、そのときは知覧の優れた設備を参考にした経緯がございます。 今年、知覧特攻平和会館、万世特攻平和祈念館、本町記念館の3館で連携協定が締結されました。歴史のある先輩施設に倣い、より充実した運営をしていかなければならないことを改めて痛感したところであります。 次に2日目、いちき串木野市で「食のまちづくり」をテーマに視察を行いました。 特産品が多い、いちき串木野市では「食のまちづくり条例」を制定して、基本計画で行政、市民、事業者がそれぞれの役割と責務を明確にした取り組みをしてありました。 食を通じた多彩なイベントやご当地グルメの開発、健康メニューの開発支援や新たな特産品の開発。また、地元焼酎で乾杯を推進する条例の制定などユニークな取り組みも行っており、地元職員の企画力と熱心さが伝わってまいりました。 結びに、今回の視察を通して、先進地の取り組みにふれることにより、もちろん勉強にもなりましたが、それとともに本町の課題も見えてきたところであります。 今回の経験をこれからの議会活動に反映させ、更なる充実を図ることを申し添え視察研修の報告といたします。ありがとうございました。
議 長	報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、令和元年第4回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただき、ありがとうございます。 さて、平成から令和へという歴史的な元号改正の年も早、師走となりました。ここで平成最後の年にあたり、まちづくりの視点で、筑前町の平成30年間を振り返り、

	3つの特徴的な出来事を上げてみたいと思います。 1つ目は、市町村合併です。 2つ目は、人口減少社会への移行と本町での微増傾向であります。 3つ目は、台風、地震、豪雨などの自然災害の頻発であると思います。 中でも市町村合併と人口減少社会での本町の微増は、相関性が高いと考えます。 平成の中ほどに私どもは、複数の合併累計の中で、国・県の意向にはない、三輪・夜須の合併を選択いたしました。 その成果の1つとして、今、本町の地域振興の特徴とも言える大刀洗平和記念館とみなみの里は、合併しなければ建設できなかったであろうし、他の合併であれば、このような投資も困難であったと考えられます。さらに校舎建築、多目的運動公園ばら、道路整備についても、合併債という財源を活用いたしました。 併せて、上下水道の整備によりインフラ環境が促進され、その基盤の基に「食と平和のまちづくり」が推進され、その成果が後段に表れて人口増へと繋がり得たものだと考えます。 ただ、自然災害対策は令和への持ち越しとなりました。 令和の時代には、本格化する高齢化と、併せて、押し寄せる人口減少社会に向け、英知を結集する必要があります。「天の時は地の利に如かず 地の利は人の和に如かず」と論語は教えます。人の和をもって令和に臨み邁進したいと考えます。 それでは、本日提案します議案等24件の説明を申し上げます。 なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 報告第6号、専決処分の報告につきましては、百万池公園隣接地での事故について損害を賠償し、和解するにあたり地方自治法の規定により専決処分し、報告するものです。 承認第7号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、民事訴訟で応訴するための弁護士委託料について、筑前町一般会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものです。 議案第46号、新町建設計画の変更につきましては、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特例債を起こすことができる期間が延長されたことに伴い、新町建設計画を変更しようとするため、議会の議決を求めるものです。 議案第47号、第2次筑前町総合計画基本構想・基本計画の策定につきましては、社会や環境の変化に的確に対応しつつ、町民と行政が中長期的な展望に立ったまちづくりの方向性を共有し、本町の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、「第2次筑前町総合計画基本構想・基本計画」を策定しようとするため、議会の議決を求めるものです。 議案第48号、筑前町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当の支給等について規定するため、議会の議決を求めるものです。 議案第49号、筑前町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例に制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、第2号会計年度任用職員の給与の支給等について規定するため、議会の議決を求めるものです。 議案第50号、会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定につきましては、会計年度任用職員制度を導入するため、関係規定を見直す必
--	--

	要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第51号、筑前町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律が施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があることにより議会の議決を求めるものです。 議案第52号、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があることにより議会の議決を求めるものです。 議案第53号、筑前町技能労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があることにより議会の議決を求めるものです。 議案第54号、筑前町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、軽自動車等税の減免について、地方税法の規定に合わせるため、当該条例の規定を改正する必要があることにより議会の議決を求めるものです。 議案第55号、筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、幼児教育・保育の無償化による子ども・子育て支援法を始めとする関連法令が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があることにより議会の議決を求めるものです。 議案第56号、筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があることにより議会の議決を求めるものです。 議案第57号、筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、放課後児童クラブの支援員の配置及び資格において、地域の実情に応じた基準の設定が可能となったことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があることにより議会の議決を求めるものです。 議案第58号、筑前町部落差別を始め、あらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別の解消を目的とした法令が施行されたことに伴い、それらの趣旨に基づき、筑前町差別をなくし人権を守る条例の規定の充実を図るため議会の議決を求めるものです。 議案第59号、筑前町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定につきましては、近年、地球温暖化の影響による世界的な気候変動を起因とした大規模な自然災害の発生など、深刻な社会問題となっていることを鑑み、再生可能エネルギーの積極的な活用を推進するため、当該条例の一部を改正する必要があることにより議会の議決を求めるものです。 議案第60号、筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年7月豪雨及び令和元年7月豪雨により発生した甚大な災害については、国の激甚災害法の指定がされたことを鑑み、関係受益者の負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正する必要があることにより議会の議決を求めるものです。 議案第61号、筑前町高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、筑前町高等学校等奨学金の入学支度金を入学前に貸与しようとするため、当該条例の一部を改正する必要があることにより議会の議決を求めるもので
--	--

	す。 議案第62号、令和元年度筑前町一般会計補正予算（第8号）につきましては、補正額2億1,993万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ132億2,643万1,000円とするものです。 主な補正内容としましては、 ふるさと応援寄附金の関連経費 1億3,439万6,000円 保育料無償化に伴い、追加となった届出保育施設の運営費負担金 888万円 学校施設の整備に関する経費 1,538万7,000円 などを増額するとともに、事業完了などによる不用額 1,899万3,000円等を減額するものです。 議案第63号、令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億47万6,000円とするものです。 議案第64号、令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,624万9,000円とするものです。 議案第65号、令和元年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の予定額を336万円減額し、収益的支出総額を13億9,906万9,000円、資本的支出の予定額を336万円増額し、資本的支出総額を7億2,009万1,000円とするものです。 議案第66号、令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の予定額を181万9,000円減額し、収益的収入総額を4億6,890万2,000円、収益的支出の予定額を1,703万5,000円減額し、収益的支出総額を4億4,976万円とするものです。 議案第67号、令和元年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額854万7,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ337万8,000円とするものです。 以上が、本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げ開会にあたりましてのご挨拶と議案等の説明といたします。よろしくお願いいたします。
議 長	町長の提案理由が終わりました。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第6号「専決処分の報告について（百万池公園隣接地での事故）」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	おはようございます。 議案書の3ページをお願いします。 報告第6号「専決処分の報告について」 地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。 本日付け、町長名でございます。 4ページをお願いします。 令和元年専決第9号、専決処分書。 地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

	令和元年10月18日、町長名でございます。 事故名は、百万池公園隣接地での事故。 事故発生日、平成31年4月22日。 事故の相手方、町内居住者でございます。 事故の概要、百万池公園に植樹しているケヤキが隣接地である私有地に越境し、ケヤキの落葉・落枝による樹液等で、私有地内に駐車していた車両6台を汚したものでございます。 ただし、車両2台につきましては、請求が放棄をされております。 損害賠償金として、4台で29万736円。 内容としては、樹液の除去作業と車のコーティング等でございます。 この29万736円につきましては、全国町村会総合賠償保険により全額、直接請求者のほうにお支払いをされております。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	百万池公園の剪定作業は、いつされているのでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	公園担当をしております都市計画課からご回答します。 年に3回ほど委託業者に契約してやっておりますか、最後に剪定したのは夏、8月ぐらいにやっております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	隣接地に樹木が侵入するというのは本当にいけないことだと思うんですけど、8月から4月まで半年以上、放っておかれたのはどうしてでしょう。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	3回ほどと先ほど申しました。 最後に行いましたのが8月と言いましたのは、ちょっと間違いでございまして、その後に、秋口にやっておりました。失礼しました。 11月ぐらいにはやっております、その後に伸びた枝から落ちた葉っぱが車に付着したということでございます。失礼しました。
議 長	他にございませんか。 石橋議員
石橋議員	保険を使ってされたということなんですけれども、次年度にその保険の保険料というのは、次年度には影響はあるのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えします。 当該年度等で、災害等保険の請求額が多くなればですね、当然次年度の保険の額には影響してくるかなとは思っております。 全国町村会ですので規模が結構大きゅうございます。そういったところで、この金額等がですね、来年度にどれぐらい影響してくるかというのは、まだ定かではございません。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 質疑がないようです。 これで質疑を終わります。 これで本件の報告を終わります。
日程第6	
議 長	日程第6 承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年

	度筑前町一般会計補正予算（第7号）」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の5ページをお願いいたします。 承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 本日付け、町長名です。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでありますので省略をいたします。 6ページです。 令和元年専決第8号、専決処分書。 令和元年度筑前町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和元年10月10日、町長名でございます。 別冊の令和元年度一般会計補正予算（第7号）をお願いします。 1ページです。 令和元年度筑前町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億650万円とするものです。 第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。 4ページをお願いいたします。 第2表、債務負担行為補正であります。弁護士等の契約期間につきましては、訴訟という性質上、明確な契約期間が設けられないために、事件終了年度までということで契約をいたしましたけど、終了が翌年度以降となる可能性も含まれるために、令和2年度以降の債務負担行為を設定をしたものでございます。 限度額につきましては、訴訟委任契約に伴う報酬金及び日当等の額ということで設定をしております。 8ページをお願いいたします。 歳出ですが、2款1項5目財産管理費29万6,000円の増額です。 弁護士委託料ですが、この額につきましては着手金となります。債務負担行為で説明をいたしました、事件終了時に、残りの委託料及び出廷日当の支払いが必要となっております。 次に歳入ですが、7ページをお願いいたします。 1款1項1目個人町民税29万6,000円を計上いたしております。 訴状の内容であります。平成21年4月1日から平成31年3月31日までの10年間にわたる町有地の賃借契約につきまして、平成31年4月1日以降の賃借契約を締結しないとしました町の決定を不服とされまして、借地借家法により賃借権を有するとして訴状が提出をされているものでございます。 以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 12番 河内議員
河内議員	新借地借家法では、借地契約の有無や借地権の存続期間の最低基準が定められているんですね。これは、借地人の居住と営業の権利を守るためです。 この案件が平成21年ですから、新借地借家法にあたります。この場合は、借地の存続期間は、すべて30年になります。

	契約が１０年だったろうと思うんですが、３０年ある借地の存続期間で裁判を起こして大丈夫なんでしょうか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 まず、裁判を起こしたということではなくて、訴状が提出されましたので、それに対する答弁を今しているという、相手方の主張に対してですね、それは認められませんのでということで、こちら側の主張を今はしていると。そういったような内容でございます。 借地借家法につきましてはですね、３０年というのを確かに認識はしておりますし、弁護士からもですね、確認をしておりますけど、建物所有を目的とした賃借というかですね、借地契約については３０年というのがございます。 ただ、当時ですね、契約したときには、あくまでも今の乗馬クラブを今運営されてありますけど、その運営のために貸付けをしますという契約をしておりますので、借地借家法に基づくような契約をしていません。 その３０年ではなくて１０年間の契約ということでしておりますので、町としてはそういったことも確認しながらですね、今、応訴という状況ではありますけど、対応しておるところでございます。
議 長	他にございませんか。 河内議員
河内議員	もう１点いいですか。 これで町が勝訴した場合ですね、建物買収請求が相手からされた場合、今現在、厩舎ですかね、厩舎と事務所みたいなのが建っていると思うんですが、その買い取り請求がされた場合、町のほうはどうされますか。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 当時の契約の状況につきましては、先ほど説明をいたしましたし、建物所有を目的とした契約をしてはいないという状況です。 ただ、今のご質問に対しましては、まだそこまで想定をしておりませんので、また弁護士とも相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。
議 長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第７号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度筑前町一般会計補正予算（第７号）」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、承認することに決定いたしました。
日程第７～ 日程第２８	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第７から日程第２８までを一括議題とします。 お諮りします。

	一括議題とした日程第7 議案第46号から日程第28 議案第67号までは、議案のみ説明を行いたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 企画課長
企画課長	議案書の7ページをお願いいたします。 議案第46号「新町建設計画の変更について」 新町建設計画を別冊のとおり変更することについて、(旧)市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が提案したとおりでございます。 別冊の、議案第46号別冊をお願いいたします。新町建設計画を付けさせていただいております。 この別冊の4ページをお願いいたします。 議案第46号の別冊というのがございますので、そちらをお願いいたします。ファイルに入っているほうではございませんので、よろしくをお願いいたします。 別冊の4ページをお願いいたします。こちらをお開きいただきたいというふうに思います。 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律において、合併特例債を起すことができる期間の特例が定められ、新町建設計画を変更するにあたり、旧市町村の合併の特例に関する法律の規定により議会の議決を求めるものでございます。 平成23年3月11日に東日本大震災が発生いたしまして、その早期復興に向けての対策、財源確保が優先をされ、本町におきましても国庫補助金等が減額となり、事業期間を延長せざるを得なくなり、平成26年3月議会において、新町建設計画の期間を10年から15年に延長する変更について議決をいただき、平成17年度から令和元年度までの15年間としておりました。 その後、熊本地震、北部九州豪雨など、大規模災害などにより、市町村合併建設計画の事業実施に支障が生じていることから、再度法律の改正が行われ、期間が5年間延長されております。 本町も平成30年7月豪雨等により、ため池等が決壊するなど甚大な被害が発生をしており、1日も早い復興・復旧に向けた事業や防災対策に、人的・財政的にも最優先に取り組みを行っております。 そこで別冊4ページの項目3番の計画期間でございます。 こういった状況を踏まえ、計画期間の期限である令和元年度までに合併特例債予定事業の実施が困難であり、計画期間を5年間延長し、令和6年度までとするものであります。 次に、財政計画の変更につきましては、15年間の財政計画を20年間とするものでございますけれども、内容等につきましては、財政課のほうから説明をいたします。
議 長	財政課長
財政課長	それでは、財政課のほうから財政計画につきまして、説明をさせていただきます。 議案第46号別冊の91ページをお願いします。 まず、今回の財政計画の位置づけでありますけど、新町建設計画の変更に伴いまして、必要となる20年間の財政計画であります。

	財政計画の対象と期間ですが、これまでの新町建設計画における令和元年度までであった財政計画を5年間延長し、令和6年度までの計画としたものでございます。 第3節、財政計画の費目別推計手法による費目ごとの推計書を記載をいたしておりますけど、社会経済情勢について著しい変化が発生しないことといたしまして、現行制度を基本とし、それぞれ算出をいたしております。 主な点のみ説明をいたします。 地方交付税につきましては、合併算定替特例が令和元年度で終了いたしますので、それらのことを見込みまして算出をいたしております。 地方債につきましては、実施計画に基づき見込みを行っておりますが、合併特例債につきましては、5カ年の延長による借入れ可能期間を見込み算出をしておるところです。 資料92ページでございます。上段のほうに、これまでの合併特例債借入額96億円、合併特例債借入限度額99億円、基金12億円という記載をしておるところですが、この基金12億円につきましては、借入額96億円の中に含まれているものでございます。 この借入れにつきましては、合併特例債を借り入れまして、12億円の振興基金を創設をいたしまして、新町建設計画に基づく事業に活用してきたものでございます。 借入限度額99億円から令和元年度、現在までの借入額96億円を差し引きしました3億円を、今後5年間のうちに活用をしていく予定でございます。 なお、億単位で表示をしておりますけど、令和元年度末の残高を約3億4,000万円と、現在見込んでおるところでございます。 今後の合併特例債の活用につきましては、道路整備事業などに活用する予定としておるところでございます。 次に、歳出の人件費につきましては、会計年度任用職員制度等を踏まえ、算出をしております。 その他の費目につきましては、消費税増税の影響などを見込み算出をしておるところでございます。 93ページからが財政計画でありますけど、平成17年度から平成30年度までにつきましては、決算額となっております。令和元年度以降が決算見込額であります。 93ページ、ちょっと小さくて見にくくなっておりますけど、93ページは歳入でありますけど、令和2年度以降の繰越金が0となっております。 これにつきましては、新町建設計画における財政計画が歳入歳出差引0で作成をすることとなっているものであります。 町の財政計画につきましては、実際の決算ベースで作成をしておりますので、比較される場合にはご注意ください。 次に、94ページが歳出でございます。 令和元年度の歳出合計が121億1,700万円となっております。現在の予算額とかなり差がございますが、この財政計画につきましては、新町建設計画の変更にあたりまして、事前に財政計画を県と協議する必要がございました。 県との協議には長時間を要するというので、7月初旬には財政計画を既に、県に提出を行ってまいりました。その後ですね、長時間にわたる内容審査を受け、了承を得たものでございます。 このスケジュールからですね、本年度の災害に関する予算が、この時期には確定をしておりませんでしたので、この計画には含まれておりません。そのために予算額との差がですね、大きな差が生じておるところです。
--	--

	なお、この財政計画につきましては、合併特例債の発行可能期間延長のために策定をしたものでございますので、本年度の災害予算を含めて、改めて財政計画を見直す必要はないということとなっております。 財政計画の内容につきましては、町の財政計画に基づき策定をしているものでもありますので、詳細な説明は省略させていただきますが、94ページの下のほうに各年度ごとの基金残高と地方債残高を記載をしておりますところと。 計画最終年度の令和6年度における基金残高は41億3,600万円、地方債現在高は102億2,400万円ということで、現在ですね、そういった見込みをしておりますところでございます。 以上、財政計画の説明を終わります。
議 長	企画課長
企画課長	議案第47号でございます。 議案書の8ページをお願いいたします。 議案第47号「第2次筑前町総合計画基本構想・基本計画の策定について」 第2次筑前町総合計画基本構想・基本を別冊のとおり定めることについて、筑前町総合計画策定条例第6条の規定に基づき議会の議決を求める。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長提案理由のとおりでございます。 お手元にお配りをしておりますファイルのですね、序論の2ページ、3ページをお開きいただきたいというふうに思っております。 本町では、第1次総合計画として平成19年3月に「ちくぜん未来物語」を策定し、「みんなで創る みどり輝く快適空間 筑前町」を将来像に掲げ、まちづくりを進めてまいりました。 今後、人口減少や少子高齢化が進み、また自然災害に対する備えなど、暮らしの安心安全対策や、持続可能な社会の形成に向けた地域環境への対応などが必要となっております。 こうした社会や環境の変化に的確に対応しつつ、町民と行政が中長期的な展望に立ったまちづくりの方向性を共有し、本町の特色を生かした魅力あるまちづくりを進めるために、第2次筑前町総合計画を策定するものでございます。 3ページをお願いいたします。 総合計画の計画期間でございますが、基本計画は令和2年度から概ね10年間としております。前期基本計画につきましては、5年間としております。 続いて、19ページをお願いいたします。 町の将来像であります基本構想は、筑前町の特性を生かし、「緑あふれる 豊かで便利な とかいなか」としております。 続いて、24ページ、25ページをお願いいたします。 町の将来像を実現するための5つの政策として、学ぶ、守る、稼ぐ、支える、結ぶをキーワードに、それぞれの政策推進のための基本構想、基本計画の体系を示しております。 具体的な政策については、5つの政策、学ぶ、守る、稼ぐ、支える、結ぶについて取り組むこととしております。 以上、議案の説明とさせていただきます。
議 長	総務課長
総務課長	議案書の9ページをお願いします。 議案第48号「筑前町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」

	標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長が説明されましたので省略をいたします。 10ページから14ページにかけて、令和2年度から導入します筑前町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、費用弁償に関する条例について、第1条から第17条までで規定を制定するものでございます。 10ページの第3条で、月額報酬、日額報酬、時間額報酬、また、同条第5項で時間外勤務報酬や期末手当、費用弁償を支給するとし、第4条から第14条までは、第3条第5項の内容を規定しております。 附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。 続きまして、議案書の15ページをお願いします。 議案第49号「筑前町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長が説明されましたので省略をいたします。 議案書の16ページから18ページにかけて、令和2年度から筑前町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について、第1条から第16条まで制定するものでございます。 給与につきましては、行政職給与表1級、2級を準用し、手当につきましては、一般職の常勤職員の例によるとし、期末手当につきましては、1号会計年度任用職員と同じ支給月数となっております。 なお、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。 続きまして、19ページをお願いします。 議案第50号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長が説明されましたので省略をいたします。 20ページ、第1条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第19条では、労働基準法に基づき改正を行うものでございます。 第2条につきましては、筑前町特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。 21ページから28ページまでに別表第1を上げております。 別表第1では、地方公務員法の改正により、特別職の任用の厳格化に伴い、適正な整理をするものでございます。 続きまして、28ページをお願いします。 28ページの第3条、筑前町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。 第4条では、筑前町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。 続きまして、29ページ、第5条、筑前町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、これにつきましては、「会計年度任用職員を除く」を追加したものでございます。 30ページ、第6条、筑前町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正、地方公務員法の条項の改正により、改正をするものでございます。 第7条、筑前町公民館条例の一部改正、公民館長について、整理をしたものでござ
--	---

	います。 31ページ、第8条、筑前町附属機関に関する条例の一部改正、同条例を整理をしたものでございます。 原則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。 続きまして、35ページをお願いします。 議案第51号「筑前町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、冒頭町長から説明がありましたので省略をいたします。 地方公務員法で成年被後見人及び被保佐人等の条文が削除されたことに伴い、条文が繰り上げられました。この関係で関係条文の改正を行うものでございます。 附則として、この条例は、令和元年12月14日から施行するとしております。 続きまして、37ページ。 議案第52号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長から説明がありましたので省略をいたします。 この条例改正につきましても、地方公務員法で成年被後見人及び被保佐人等の条文が削除されたことに伴いまして、関係条文の改正を行うものでございます。 附則として、この条例は、令和元年12月14日から施行するとしております。 続きまして、41ページをお願いします。 議案第53号「筑前町技能労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長から説明がありましたので省略をいたします。 この条例の改正につきましても、地方公務員法で成年被後見人及び被保佐人等の条文が削除されたことに伴いまして、関係条文の改正を行うものでございます。 附則として、この条例は、令和元年12月14日から施行するとしております。 以上で、説明を終わります。
議 長	税務課長
税務課長	議案書43ページをお願いいたします。 「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長の提案理由のとおりでございます。 44ページをお願いいたします。 改正につきましては、現行の、公益のため直接専用する軽自動車等だけではなく、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する軽自動車等、それから、その他特別の事情があると認められる者の所有する軽自動車等を、追加するものでございます。 附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。以上でございます。
議 長	こども課長

こども課長	それでは、45ページをお願いいたします。 議案第55号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長が説明のとおりです。 次のページをお願いいたします。 筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年筑前町条例第10号）の一部を次のように改正する。 改正案と現行の対比表でお示ししております。 この条例の改正は、教育・保育の無償化に関する運営基準にかかわるもので、子ども・子育て支援法と関係法規の改正に伴い、条文と附則について、全体的な改正となっております。 改正内容の要点につきまして、説明させていただきます。 それでは46ページ、第2条第9号から11号は文言の改正でありまして、支給認定を教育・給付支給認定に、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもに、改正となっております。 この文言の改正は、57条まで全体的に及んでおります。 12号から16号では、無償化に関する年齢区分の満3歳、特定満3歳、満3歳未満の定義や保育料に関する所得の区分の定義表記が各号で加わり、そのことにより号数も5号ずつ繰り下げとなっております。 次に、3条ですね。 次のページの3条では、特定教育・保育を行う事業者についての事業内容で、保護者の経済的負担の軽減については、適切な配慮された内容の提供につきまして追加となっております。 次に、50ページをお願いいたします。 13条です。利用者負担額の受領に関する内容で、教育・保育の無償化対象の施設に通園する児童のうち3歳以上の保育料について削除され、満3歳未満の子どもに対する保育料の支払いについての規定に改正をしております。 51ページをお願いします。 13条第2項の法定代理受領では、特定教育・保育施設への運営費の支払いについて、保護者から施設に支払われる基準額について条文の整理が行われ、関係条文が削除となっております。 52ページをお願いいたします。 13条第4項第3号、食事の提供に要する費用についてです。 保護者から施設が受け取ることができる範囲と除外規定を追加し、ア、イは、所得や多子軽減に関する免除対象者、次のページの一番上の行ですが、ウにおいては、満3歳未満は食事の提供の費用を、施設に対し別に支払うことから除外対象として追加をしております。 58ページをお願いいたします。 58ページ、第35条です。特別利用保育の基準、次の59ページの第36条では、特別利用教育の基準について、条文の整理が行われております。 60ページ、第37条から42条については特定地域型保育事業で、満3歳未満を対象とする保育事業で、各現行条文の関連法規が追加され、条文の整理を行っております。 63ページをお願いいたします。
-------	--

	63ページ、42条第2項は、現行では、特定地域型保育事業の連携施設について、施設確保を義務としておりましたが、改正では、施設と連携していることも条件とするなど、緩和についての追加がなされております。 65ページをお願いします。 43条では、関係条文を整理し削除を行っております。内容については、改正後も実質は変わりはありません。 68ページをお願いいたします。 この68ページから71ページにかけて、これまでの改正された各条文を引用し読み替えを行い、整理をしております。 71ページ、附則です。 附則第2条第2項については、この条例の第13条、43条で整理されたことに伴い条文を削除しております。 73ページ、第4条につきましては、特定地域型保育事業の連携施設について、規定の緩和が42条においても受けられましたが、経過措置の期間が5年から10年に延長されております。 附則、この条例の施行は、公布の日から施行とする。以上でございます。 続きまして、74ページをお願いいたします。 議案第56号です。 「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 次のページ、条例改正案を提出します。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長が説明のとおりです。 成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律、整備法と呼ばれている法律が制定されたことに伴い、内容の変化に伴う町条例の号数にずれが生じたものです。 これに伴い、児童福祉法第34条の20第1号について成年後見人又は被保佐人を含む号が削除されたことに伴い、町条例の号数が繰り上がっております。 改正案の第23条第2項は、家庭的保育事業を行う職員の保育士要件についての内容であり、第2号は、その欠格事由について、法で示された内容となっております。町条例の引用する箇所の改正が必要となりました。 附則といたしまして、他の条例等の施行日に合わせ、令和元年12月14日より施行するものです。 次に、76ページをお願いいたします。 議案第57号「筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、町長が説明のとおりです。 次のページです。 筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年筑前町条例第12号）の一部を次のように改正する。 条例改正の趣旨は、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、放課後児童クラブの支援員の配置及び資格に関する基準の国の基準が、従うべき基準から参酌すべき基準に見直されました。
--	---

	現状では、みなし支援員としまして、令和元年3月31日までに支援員資格取得見込みのものについては、支援員とみなして配置できる。という経過措置があり、その期限が、令和2年3月31日までとなっております。が、支援員の質を確保し、市町村の実情に応じた基準の設定が可能となりました。 また、現在雇用されている筑前町の支援員につきまして、数名が来年度より支援員の要件を満たさなくなる現状が伴ってまいります。 そこで支援員の質を確保し、放課後児童クラブの運営を円滑にするため、経過措置の期限を令和5年3月31日までに延長するものです。 延長期間を3年としておりますのは、高卒の場合、支援資格取得には2年の実務経験と1年間の研修期間が必要なため、合計で3年間の延長とするものです。 この条例は、令和2年4月1日より施行するものです。以上です。
議 長	人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	議案書の78ページをお願いいたします。 議案第58号「筑前町部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、先ほど町長が説明しましたとおりですので、省略をさせていただきます。 平成28年に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法が施行されたことを機に、現行の筑前町差別をなくし人権を守る条例を、より充実させる必要性や今後LGBTなどの新たな人権課題に対応した個別法が制定されることも視野に入れ、それらを包括できるような条例を制定する必要があると考えたものです。 既存条例の趣旨や町の責務等を明確に規定することで、教育啓発や人権侵害事案の対応、国、県との連携などがより一層充実できると考えております。 79ページをお願いいたします。 具体的な内容でございますが、題名を、「部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」としております。 あらゆる人権課題の中でも部落差別は日本固有のものであり、未だに根深く差別意識が存在していることを踏まえ、この解決が喫緊の課題であり、その他の人権課題の解決にも繋がる取り組みであるという認識を持ち、この題名といたしました。 第1条、目的としまして、日本国憲法やいわゆる人権三法などの差別の解消、人権擁護を目的として規定されている法令の基本理念に則り、差別の解消の推進及び人権擁護の理念を明記しました。 第2条では、町は、差別解消を推進していく主体としての責務を明記し、第2項に、人権侵害事案に対応することを、規定をしました。 第3条に町民の責務、第4条では事業者等の責務を規定しております。 町や事業所、住民それぞれが家庭や学校、社会生活の中で、人権尊重により積極的に取り組んでいただき、町全体であらゆる人々とともにこの取り組みを推進していくとするものです。 第5条では相談体制の充実、第6条では教育及び啓発活動の充実を定めております。 第7条では、施策を推進していくため、あらゆる組織、団体と連携協力していくこと、第8条では、施策の効果的な推進のための実態調査を、必要に応じて行うこととしています。

	第9条では、町の人権施策推進審議会に諮問することができるように、新たに規定を設けました。 80ページです。 附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。 また、この条例の施行に伴い、既存の筑前町差別をなくし人権を守る条例は、廃止となります。 以上で、ご説明を終わります。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	議案書の81ページをお願いします。 議案第59号「筑前町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由は、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。 82ページの新旧対照表をお願いします。 筑前町企業誘致条例の一部を次のように改正する。 右側の現行、第2条の1号、事業所の製造業に続きアンダーライン部分に、左側の改正案のとおり「及び電気・ガス・熱供給業(再生可能エネルギーによるものに限る。)」を、追加するものでございます。 また、現行第5条3号の3行目、「3年間課税の免除を行うことができる。」のアンダーライン部分ですが、法制的にこの表現はふさわしくないため、改正案のとおり、「3年間の課税の免除」と体言止めとし、あとの文面を削除するものでございます。 附則、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	建設課長
建設課長	議案書の83ページをお願いいたします。 議案第60号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長より説明がありましたので省略させていただきます。 次の84ページをお願いいたします。 筑前町分担金徴収条例の一部を次のように改正する。 今回、分担金の一部改正案につきましては、2件ご提案を申し上げたいと思います。 まず1件目につきましては、平成30年7月豪雨によるため池整備事業に係る受益者負担率の特例として、筑前町分担金徴収条例第4条の規定により、条例の別表にございます受益者負担率を、下記事業についてのみ変更するものでございます。 農業土木事業のため池整備事業、中島ため池洪水吐改修工事に伴う受益者負担率の改正案でございます。 この事業につきましては、県営補助事業を活用して行いますが、残りの受益者負担率を、現行30%を10%に変更する案でございます。 最終的な負担割合につきましては、県補助50%ございますが、残りの負担割合、現行、町70%、受益者30%を、町90%、受益者10%に変更し、受益者負担軽減の対策を図るものでございます。 2件目が、令和元年7月豪雨による災害復旧事業にかかわる受益者負担率の特例として、先ほどと同様、条例の4条規定により、同条例の別表にございます受益者の負担率を、災害復旧事業の農林水産業施設災害復旧事業の町単独につきまして、同じく

	負担率を一部改正しようとする案でございます。 負担率の改正案につきましては、昨年の平成30年7月豪雨に伴う受益者負担の特例措置同様、町単独事業で農地及び施設につきまして、現行負担、受益者負担率をそれぞれ10%に変更する案でございます。 最終的な負担割合につきましては、(1)農地が、現行、町60%、受益者40%、(2)施設が、現行、町70%、受益者30%を、それぞれ町90%、受益者10%の割合に変更し、同じく受益者負担の軽減対策を図るものでございます。 附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の筑前町分担金徴収条例附則第12項の規定は、平成30年7月6日から適用し、同第13項の規定は、令和元年7月22日から適用する。以上でございます。よろしくお願いいたします。
休憩	
議長	ここで休憩をいたします。 11時30分から再開いたします。 (11:24)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:30)
議長	議案第61号の報告をお願いいたします。 教育課長
教育課長	議案書の85ページをお願いいたします。 議案第61号「筑前町高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長の説明のとおりでございます。 86ページをお願いいたします。 改正の内容につきましては、入学支度金をできる限り保護者が必要とする時期に貸与を行い、各世帯の負担軽減を図るために、入学前に貸与できるようにするために、第3条第2項の入学支度金の貸与の対象となる者の範囲を改正し、「入学することが確実である者」を追加するものでございます。 併せて、関係条文の改正を行うものでございます。 附則、この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。
議長	財政課長
財政課長	議案書87ページをお願いします。 議案第62号「令和元年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」 令和元年度筑前町一般会計補正予算(第8号)を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名です。 別冊の令和元年度一般会計補正予算(第8号)をお願いします。 1ページです。 令和元年度筑前町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,993万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億2,643万1,000円とするものです。 第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。 第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

	6 ページをお願いします。 第2表、債務負担行為につきましては、コスモス図書館及びめくばり図書館の図書館業務委託が、令和元年度をもって現在の委託契約が終了することから、令和2年度から6年度までの業務委託を行うにあたりまして、債務負担行為を設定をするものでございます。 7 ページ、第3表、地方債補正につきましては、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の限度額を1,780万円に、災害復旧事業債を2億8,550万円とするものでございます。 それでは、歳出のほうから説明をいたします。13 ページをお願いします。 今回の補正で、給料、職員手当、共済費の補正が多く上がっておりますけど、4月の人事異動、共済費の増額等によります人件費の補正であります。それぞれの説明は省略をさせていただきます。 それでは、2款1項5目財産管理費は、144万6,000円の増額補正です。公共施設のLED化、空調工事などの省エネ補助金コンサル委託料です。 13目多目的運動広場整備等基金費は、238万6,000円の増額です。 国有提供施設等所在助成金は、一旦この基金に積み立てをしておりますけど、本年度の交付金の確定によるものです。 15目ふるさと応援基金費は、5,717万3,000円の増額ですが、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴いまして基金積立をするものです。 16目平和基金費300万円の増額は、大刀洗平和記念館への寄附金を平和基金に積み立てるものです。 19目企画費の7節、8節、12節、次ページ、14ページの13節の増額につきましては、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴います経費の増額です。 14ページ、21目行政情報処理費の929万4,000円の減額は、入札等によります契約後の予算不用額を減額をするものです。 2款2項2目賦課徴収費92万6,000円の増額は、職員の休職に伴います人材派遣委託料を増額をするものです。 3款1項1目社会福祉総務費の28節繰出金の527万3,000円の増額は、国保会計におきます職員人件費などを一般会計から国保会計へ繰り出すものです。 4目国民年金費48万4,000円の増額は、国民年金システムの改修委託料です。 5目老人福祉費の13節委託料176万2,000円は、高齢者虐待防止等緊急支援事業委託料が、対象者の増加によりまして増額が必要となったものです。 6目障害者福祉費2,791万2,000円の増額は、過年度障害者自立支援費の実績確定に伴います国県負担金の返還金です。 7目重度障害者医療対策費572万6,000円の増額と8目ひとり親家庭等医療対策費282万4,000円の増額は、いずれも当初の見込みよりも医療費の伸びが大きいために増額が必要となったものです。 3款2項2目児童措置費20節扶助費888万円の増額は、届出保育施設の追加によりまして増額をするものでございます。 23節24万7,000円は、過年度児童手当県費負担金返還金です。 5目子ども医療対策費446万9,000円の増額は、医療費の伸びが大きいために増額が必要となったものです。 16 ページです。 4款1項2目母子衛生費、13節委託料150万4,000円の増額は、妊婦健康診査と産後ケア事業の対象者が見込みよりも増加をしたために委託料の増額が必要となったものです。
--	---

	23節の37万5,000円は、過年度補助金返還金です。 4目健康推進費20万2,000円は、過年度補助金返還金です。 5目環境衛生費181万9,000円の減額は、上水道事業高料金対策の総務省通達繰入基準額が変更になったことに伴いまして、水道会計への繰出金を減額をするものです。 4款2項2目塵芥し尿処理費300万円の減額につきましては、可燃ごみ袋印刷の契約残額を減額するものです。 17ページ、5款1項3目農業振興費125万4,000円の増額です。水田農業推進協議会に対する補助金で、県補助金を町を通して支出をするものです。 5目農地費と6目農業土木費につきましては、財源の組替えです。 7款4項1目都市計画総務費、28節繰出金946万円の減額は、企業進出の取り下げにより不用となりました工業用地造成事業特別会計への繰出金を減額をするものです。 18ページ、9款1項2目、14節使用料及び賃借料409万円の減額は、契約残額を減額をするものです。 15節工事請負費は、夜須中学校、三輪中学校のバリアフリーのための工事を行うものです。 9款3項中牟田小学校費は、今年度実施の中牟田小学校屋外トイレ工事に對します補助金内定によりまして、財源を一般財源から国庫補助金と地方債に振替えるものです。 9款4項東小田小学校費と9款5項三輪小学校費の減額は、本年度の工事完了によります不用額を減額をするものです。 9款6項11節需用費85万8,000円は、電気料金の予算不足が見込まれるために増額をするものです。 13節委託料550万円の増額は、次年度に実施予定の夜須中学校トイレ大規模改修のための設計業務委託料です。 15節工事請負費94万円は、プールろ過機の循環パイプ取り換えが必要となったものです。 9款7項三輪中学校費47万9,000円の増額は、各種大会の上位大会の進出が多くなったことによりまして、バス借上料の予算増額が必要となったものです。 9款10項保健体育費55万8,000円の減額につきましては、町民プール修繕料不用額の減額です。 10款1項1目現年発生農林水産業施設災害復旧費182万9,000円の増額は、7月大雨災害の農業用機械・施設災害復旧支援事業及び被災園芸産地改植等支援事業の県補助金で、町を通して交付をするものです。 20ページ、11款1項公債費は、利率変更に伴います補正です。 続きまして、歳入の説明をいたします。10ページをお願いします。 1款1項町民税、2,196万9,000円の増額です。予算上の留保財源としていた額を計上するものです。 9款と10款につきましては、本年度交付金額の確定によるものです。 13款1項5目農林水産費分担金275万円の減額は、農村環境整備事業受益者負担率の変更によるものです。 10目災害復旧費分担金670万円の減額は、現年発生農林施設災害復旧事業費分担率の変更によるものです。 14款2項4目衛生手数料186万6,000円の減額につきましては、可燃ごみ袋印刷枚数を、当初予定をしておりました数よりも減らしたことに伴いまして、歳入も
--	---

	減額とするものでございます。 15款1項3目、2節児童福祉費負担金358万3,000円の減額は、保育無償化の補助金交付制度の確定に伴いまして、子ども・子育て支援臨時交付金を保育所運営負担金などに組替えを行うものでございます。 5目心身障害者保護費負担金は過年度分です。 11ページ、15款2項4目、1節保健衛生費補助金4万8,000円は、産後ケア事業の対象者増による増額です。 9目2節義務教育費補助金371万2,000円は、教育支援体制補助金16万3,000円と中牟田小学校屋外トイレ工事に対する学校施設環境改善交付金354万9,000円です。 15款3項国庫委託金は48万4,000円、国民年金システム改修に対する委託金です。 16款1項3目、3節児童福祉費負担金1,246万1,000円は、子ども・子育て支援臨時交付金からの変更によるものです。 5節、心身障害者保護費負担金380万4,000円は、過年度分の負担金です。 16款2項3目民生費県補助金823万1,000円は、扶助費の増額に伴います補助金の増額及び過年度精算金です。 5目農林水産業費県補助金308万3,000円は、県補助金を町で受け入れて交付をするものです。 12ページ、18款1項1目一般寄附金159万円は、豪雨災害支援金といたしまして、3件の寄附金があったものです。 2目指定寄附金は、ふるさと応援寄附金が1億3,439万6,000円の増、大刀洗平和記念館寄附金は、記念館に対しまして300万円の寄附を頂いたものでございます。 19款2項1目、3節地域振興基金繰入金946万円の減額は、工業用地造成事業特別会計への繰出金減額によるものです。 4節公共施設等整備基金繰入金1,538万7,000円の増額は、学校のバリアフリー化等の工事に充当するものです。 22款1項5目農林債は90万円の増額であります。両筑平野用水事業負担金で借入れを予定していました公共事業等債を、充当率、交付税措置で有利な防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に組替えたものでございます。 9目教育費690万円の増額は、中牟田小学校屋外トイレ工事に対する交付金決定に伴いまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の借入れが可能となったことによるものです。 10目災害復旧債372万円の増額は、現年発生農林水産施設災害復旧にかかわる受益者分担率の変更に伴いまして借入れを行うものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の88ページをお願いいたします。 議案第63号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」 令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の国保特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。 1ページです。

	令和元年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ527万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億47万6,000円とするものです。 事項別明細書でご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。 歳出からご説明申し上げます。 今回の補正は、人件費に係るものでございまして、1款1項1目一般管理費527万3,000円の増額は、人事異動による職員人件費の増額と産休代替職員によります派遣職員の委託料を増額補正計上するものでございます。 6ページの歳入につきましては、先ほどご説明しました人件費に係る費用を、527万3,000円を一般会計から法定内繰入金として繰入れし補正計上するものでございます。 以上で、今議会において補正予算をお願いする国保特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。 続きまして、議案書の89ページをお願いいたします。 議案第64号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」 令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。 1ページです。 令和元年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,624万9,000円とするものです。 7ページの事項別明細書からまずご説明申し上げます。 歳出です。 1款2項1目徴収費、23節過年度補助金返還金4万3,000円でございます。 この増額補正につきましては、昨年度実施しました保険料軽減特例見直しに伴うシステム改修事業の確定による返還金が生じたので、補正計上により対応するものでございます。 6ページの歳入です。 2款1項2目督促手数料4万3,000円の計上をもちまして、歳出返還金の対応を行うものでございます。 以上で、今議会におきまして補正予算をお願いします後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	それでは、議案書の90ページをお願いいたします。 議案第65号「令和元年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）について」 令和元年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。 本日付け提出で、町長名でございます。 別冊の令和元年度筑前町下水道事業会計補正予算書（第1号）をお手元にお開きください。 大変申し訳ございませんが、説明に入ります前に訂正をお願いしたいと思います。 予算書の2ページ、下段のほうに日付を記載しております。令和元年12月のとこ

	ろを12日となっております、日を月に訂正をお願いいたします。 併せて、申し訳ございませんが、水道事業の補正予算書の2ページにつきましても、同様の誤りが生じておりますので、後ほどご訂正をお願いしたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。 それでは、説明に入らせていただきます。 1ページをお願いいたします。 令和元年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号） 第1条、令和元年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第2条、令和元年度筑前町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 ご覧になってお分かりかと思いますが、収入の補正はございません。 支出の第2款下水道事業費用、第1項営業費用336万円を減額補正し、総額13億9,906万9,000円とするものでございます。 2ページをお願いいたします。 第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額3億8,138万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億8,138万3,000円で補てんするものでございます。 収入についての補正はございません。 支出の第4款資本的支出、第1項建設改良費336万円を増額補正いたしまして、総額7億2,009万1,000円とするものでございます。 補正の内容について、ご説明申し上げます。 補正予算（第1号）事項別明細書の16ページをお開き願いたいと思います。 支出の分でございます。 2款下水道事業費用、1項営業費用、4目総係費の人件費に関するものでございます。 給料300万円、17ページをお開きください。手当36万円を、それぞれ減額するものでございます。 減額の理由といたしましては、4月の人事異動に伴いまして、配置職員数が減員になったことによるものでございます。 20ページをお開きください。 同じく支出の分でございます。 4款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費の人件費に関するものでございます。 給料170万円、手当74万7,000円、法定福利費91万3,000円を、それぞれ増額するものでございます。 先ほどの収益的支出と同様でございます、4月の人事異動に伴いまして、配置職員が変更になったことによるものでございます。 なお、各支出の増減がございますけれども、予算第8条に定めました職員給与費に変更はございません。 8ページに給与費の明細書を添付いたしておりますので、ご参照いただければと思います。 以上で、下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。 続きまして、議案書の91ページをお願いいたします。 議案第66号「令和元年度筑前町下水道事業会計補正予算（第2号）について」
--	---

	令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。 本日付け提出で、町長名でございます。 別冊の令和元年度筑前町水道事業会計補正予算書（第2号）をお手元にお開きください。 それでは、説明に入らせていただきます。 1 ページをお願いいたします。 令和元年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号） 第1条、令和元年度筑前町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第2条、令和元年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めました収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入の第1款収益的収入、第2項営業外収益181万9,000円を減額補正いたしまして、総額4億6,890万2,000円とするものでございます。 支出の第1款収益的支出、第1項営業費用1,703万5,000円を減額補正いたしまして、総額4億4,976万円とするものでございます。 2 ページをお願いいたします。 第3条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。 職員給与費を、補正後3,782万9,000円に改めるものでございます。 第4条、予算第8条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり改める。 基準内繰入金といたしまして、高料金対策費等としての経費をいただいております。それを補正後7,199万9,000円に改めるものでございます。 補正の内容について、ご説明を申し上げます。補正予算（第2号）付属書類の11ページをお開き願いたいと思います。 収入の分でございます。 1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金181万9,000円の減でございます。 この減につきましては令和元年度地方公営企業繰出金、総務省の繰入基準額の変更に伴いまして他会計補助金を減額するものでございます。 12ページをお願いいたします。 次に、支出の分でございます。 1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の人件費に関するものでございます。 給料761万7,000円、手当552万9,000円、13ページにわたります。 法定福利費388万9,000円を、それぞれ減額するものでございます。 減額の理由といたしましては、4月及び9月の人事異動に伴いまして、職員配置数が減員になったことによるものでございます。 また7ページには、給与費の明細書を添付いたしておりますので、ご参照いただければと思います。 以上で、水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。 訂正がでございます。 下水道の支出の金額で、減額若しくは増加額を33万6,000円というふうに説明をしておるようでございますので、申し訳ございません、336万円を支出では減額、資本的支出では増額ということでご訂正をお願いいたします。33万6,000円を336万円に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。
議 長	都市計画課長

都市計画課長	議案書の92ページをお願いします。 議案第67号「令和元年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について」 令和元年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 別冊の令和元年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）をお願いします。 1ページです。 令和元年度筑前町の工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ854万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ337万8,000円とするものです。 事項別明細書で歳出のほうから説明いたします。 7ページをお願いします。 1款1項1目工業団地造成事業費854万7,000円減額は、四三嶋工業団地内の用地造成工事に伴う測量設計等委託料854万6,000円と普通旅費1,000円になりますが、誘致を協議していました企業が急きょ辞退されたことによるものでございます。 次に、歳入の説明です。6ページをお願いします。 1款1項1目一般会計繰入金946万円を減額するものでございます。 3款1項1目雑入91万3,000円の増額は、用地造成工事に伴う測量設計等委託料の企業側の応分の負担金でございます。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。 訂正を1点、よろしくお願いいたします。 補正予算（第2号）の1ページの日付でございます。 令和元年12月13日提出になっております。4日の間違いでございます。大変失礼しました
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第29	
議 長	日程第29 請願第4号「幼稚園類似施設を幼児教育・保育無償化の対象に含めること」にかかわる意見書の提出を求める請願書について お手元にお配りいたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告をいたします。
日程第30	
議 長	日程第30 請願第5号「幼稚園類似施設に通う幼児に対する利用料の補助」にかかわる意見書の提出を求める請願書について お手元にお配りいたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたのでご報告をいたします。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は全部終了しました。 本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。 （12：05）